

## ◆ 所有権留保車両の導入時の注意

年度内に車両代金の全額が販売業者へ支払われており、当該車種の補助金額以上に申請者が車両代金を負担していれば補助額の全額を受けとることができます（車両代金の負担とは、頭金及びローンの月々の支払いによる車両代金の支払いを指し、頭金に車両の下取代金は含めません）。年度内に当該車種の補助額を超える額を申請者が負担しなかった場合は、年度内に申請者が負担した額を補助額の上限額とします。

所有権留保車両が補助を受けるには、次の条件を満たす必要があります。

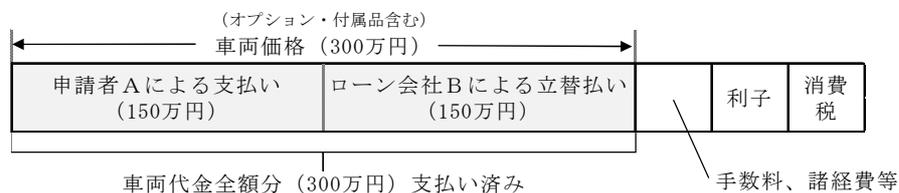
- ・ 車検証上の「使用者」が申請者であること
- ・ 車両代金全額が年度内に支払われていること【例1，2】
- ・ 申請者が補助額以上の代金の支払いをしていること【例3】

### 【例1】

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金（車両価格）300万円の車両を購入。年度末までに150万円はAが支払い、残り150万円をBが支払った。

#### → 補助対象

（Aあて及びBあての領収書により車両代金全額の支払いが確認できる）

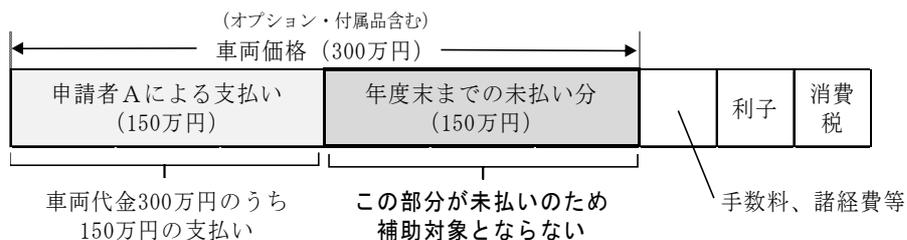


### 【例2】

申請者Aは自動車販売会社Cに車両代金300万円の車両を分割払いで購入。年度内に150万円を支払った。

#### → 補助対象外

（支払いが一部未完了で、車両代金全額分の領収書写しを提出できない）



**【例 3】**

申請者Aがローン会社Bのローンを利用して、車両代金 300 万円の車両を購入。年度末までにAが 30 万円を支払い、残り 270 万円をBが支払った。ただし、この時の補助申請額は 40 万円であった。

→ **補助額が 30 万円に減額**

(申請者Aが支払った額 30 万円が、補助申請額 40 万円に満たないため。)

